

【令和8年4月1日施行】

学 則

専門学校北海道リハビリテーション大学校

専門学校北海道リハビリテーション大学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、医療技術に関する知識等を教授し、豊かな教養と人格を備え、社会に貢献しうる有能な医療従事者を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校北海道リハビリテーション大学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市中央区南3条西1丁目15番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
医 療	専門課程	理学療法学科	昼 間	4年	60人	240人	8学級
医 療	専門課程	作業療法学科	昼 間	4年	40人	160人	4学級
医 療	専門課程	言語聴覚学科	昼 間	3年	40人	120人	3学級

(在学年限)

第6条 本校に在学することができる期間は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年、学期の終始期)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれの学科において、前後期の終始期を変更することができる。

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日。
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日。
 - (3) 吉田学園創立記念日 9月15日。
 - (4) 夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、春季休業日。
- 2 前項（4）の休業日については各学科及び学年毎に、年度当初に校長が定める。
- 3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の休業日に授業を行うことができる。
- 4 校長は、必要により第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 5 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程、授業単位数、職員組織

(教育課程、授業単位数、始業及び終業)

第9条 本校の教育課程、単位数及び配当基準年次は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とする。
- 3 本校の始業及び終業の時刻は、校長が別に定める。

(単位計算方法)

第10条 本校の授業科目の単位計算方法は、1単位の授業時数を45時間の修得を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習については、40時間をもって1単位とする。

(成績評価、単位の授与)

第11条 授業科目の成績評価及び単位の授与は、定期試験、授業担当者が必要に応じて実施する試験、課題、レポート並びに平素の学習活動等を総合的に勘案して行う。

- 2 各科目の出席時数が授業時数の3分の2（臨床実習は原則全ての授業時数）に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

ただし、臨床実習について、やむを得ない理由による欠席と校長が認め、かつ出席すべき時数の9分の1を超えない場合に限り評価を受けることができる。

- 3 成績の評価は100点満点とし、S（90点以上）、A（89点から80点）、B（79点から70点）、C（69点から60点）、D（60点未満）をもって表示し、S、A、B及びCを合格とし単位を修得したものとする。

ただし、入学前に取得し学校が認定する単位等特別な場合は、認定単位とし、「N」をもって表示することができ、5段階評定法の「C」以上にあたる。

- 4 その他成績評価及び単位の授与に関する詳細は別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修等)

第12条 学生が本校在学中に行つた、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。ただし、当該学科の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 学生が本校に入学する前に行つた、専修学校等における授業科目の履修及び大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。

2 前項により本校において履修したものとして認定することができる単位数は、前条により本校において履修したものとして認定した単位数と合わせて当該学科の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

(職員組織)

第14条 本校に校長、教員、講師、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会 議)

第15条 校長は、学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、各種会議を置く。

2 会議の種類、構成及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
- (7) その他本校において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者。

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

(入学手続、許可)

第18条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第32条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して募集要項に定める選考方法により、合格者を決定する。
- (3) 本校の入学許可を受けようとする者は、所定の誓約書に入学金及び授業料等を添え、指定の期日までに提出しなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われないうとき、又は出願書類及びその他の書類に虚偽の記載があるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学及び編入学)

第19条 転入学及び編入学はこれを認めない。

(転学及び転科)

第20条 学生が他の学校への転学を希望するときは、理由を記した書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。なお、転科についてはこれを認めない。

2 転学に必要な事項は別に定める。

(欠 席)

第21条 学生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。

(休 学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、就学することのできない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 前項の理由が病気による場合は、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

3 病気のため就学が不相当と認められる者に対しては、校長は休学を命ずることができる。

4 休学期間は、引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合校長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

5 休学期間は通算して修業年限を超えることはできない。

6 休学期間は第6条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第23条 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、復学の許可を願い出るものとし、校長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第24条 退学しようとする者は、理由を記した書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、所定の会議の議を経て校長は除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期行方不明の者。
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者。

- (3) 授業料、その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (4) 第6条に定める在学年限内に卒業ができないことが確定した者。
- (5) 第22条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学の手続きをしない者。

(復 籍)

第26条 前条各号の事由によって除籍された者が、除籍の事由が解消され、かつ、復籍願を校長に提出した場合は、所定の会議の議に諮り、復籍を認めることがある。

2 復籍を許可されたものに対し必要な事項は別に定める。

(卒業・課程修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学科を修業年限以上在学し、教育指導計画に従って次の号に定める単位を修得し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て卒業を認定する。

- (1) 理学療法学科 130単位以上
- (2) 作業療法学科 134単位以上
- (3) 言語聴覚学科 125単位以上

2 校長は、卒業を認定した者に対して別記第1号様式の卒業証書を授与する。

3 本校の理学療法学科を卒業した者には理学療法士国家試験、作業療法学科を卒業した者には作業療法士国家試験、言語聴覚学科を卒業した者には言語聴覚士国家試験の受験資格が与えられる。

4 各学年における進級認定要件は別に定める。

(称号の授与)

第28条 前条により、医療専門課程言語聴覚学科を修了した者は、専門士（医療専門課程）、理学療法学科、作業療法学科を修了した者は、高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上履修生として当該科目の履修を許可することができる。

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長は所定の会議に諮り褒賞することができる。

(懲 戒)

第31条 校長は、本校の規則若しくは命令に違反し、又は本校の学生としての本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第32条 授業料、入学金その他の費用は、別表第2のとおりとする。ただし、経済情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができる。

(納付金の納入時期)

第33条 学生は前条に定める納付金を、所定の期日までに納入しなければならない。納入方法については別に定める。

(納入金の不返還)

第34条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く納入金を返還する場合がある。

(納入の特例)

第35条 特待生や休学等により特別の事由が発生したときは、第32条及び第33条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第8章 健康管理

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育)

第37条 本校においては、附帯教育事業を実施しない。

第10章 雑 則

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から実施する。

(第18条別表2の改正)

附 則

この学則は、平成10年4月1日から実施する。

(第13条別表1の改正)

附 則

この学則は、平成11年4月1日から実施する。

(看護学科増設に係わる所要の改正及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から実施する。

(第26条別表第4の改正)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から実施する。

(第17条別表第1及び第2の改正)

附 則

この学則は、平成13年4月1日から実施する。

(第26条の改正)

附 則

この学則は、平成14年4月1日から実施する。

(第17条別表第1の改正)

附 則

この学則は、平成15年4月1日から実施する。

(第26条別表第4の改正)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。

(標題、第1条、第17条及び条項の改正)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。

(第3条、第4条、第9条、第18条、第19条、第21条、第22条、第18条別表第3、別表第4、第21条別記様式の改正)

附 則

この学則は、平成18年3月1日から実施する。

(第21条第2項、第21条別記様式の改正、ただし、名称変更に伴う標題、第1条、第21条別記様式については平成18年4月1日から実施する)

附 則

この学則は、平成18年4月1日から実施する。

(条文の整理・追加及び教育課程の見直しによる改正)

附 則

この学則は、平成19年4月1日から実施する。

(別表第3 (第31条関係) の改正)

附 則

この学則は、平成21年4月1日から実施する。

(第9条、第9条別表第2の改正)

附 則

この学則は、平成22年4月1日から実施する。

(第3条、第5条の改正)

附 則

この学則は、平成23年4月1日から実施する。

(教育課程の変更による第9条、別表第1、別表第2の改正。納入金の変更による別表第3(第31条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成25年4月1日から実施する。ただし変更後の教育課程変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係))について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係))及び文言整理による関係条文(第6条、第7条、第8条、第11条、第13条、第16条、第18条、第20条、第25条、第26条、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第36条、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係))の改正)

附 則

この学則は、平成27年4月1日から実施する。(文言整理による関係条文(第11条)の改正)

附 則

この学則は、平成28年4月1日から実施する。ただし変更後の言語聴覚学科の開設による関係条文(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、第10条、第16条、第26条、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係))について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(言語聴覚学科の開設による関係条文(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、第10条、第16条、第26条、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係))の改正)

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(称号の付与による関係条文(第27条、別記第1号様式(第26条関係))の改正)

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし変更後の理学療法学科、作業療法学科及び言語聴覚学科の教育課程変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係))について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程の変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係))及び卒業証書変更による関係条文(別記第1号(第26条関係))の改正)

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし変更後の言語聴覚学科の修業年限変更による関係条文(第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、第16条、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係、言語聴覚学科))について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(修業年限の変更による関係条文第5条、第9条及び別表第1(第9条関係)、第16条、別表第2(第31条関係)、別記第1号様式(第26条関係、言語聴覚学科)の改正)

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし変更後の理学療法学科及び作業療法学科の教育課程変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係))について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。(文言修正による関係条文(第1条)、教育課程の変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係)))の改正)

附 則

この学則は、令和4年4月1日から実施する。ただし、変更後の言語聴覚学科の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。(第26条の追加、第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

附 則

この学則は、令和6年4月1日から実施する。(別表第2(第32条関係)の改正)

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、変更後の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1(第9条関係))の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(別表第1 (第9条関係) の改正)

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし変更後の言語聴覚学科の教育課程変更による関係条文(第9条及び別表第1 (第9条関係)) について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。
(教育課程の変更による関係条文 (第9条及び別表第1 (第9条関係)) の改正)

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、変更後の教育課程変更による関係条文(第9条、別表第1 (第9条関係)) の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。
(教育課程変更による関係条文 (第9条及び別表第1 (第9条関係)) 、納付金変更による関係条文 (別表第2 (第32条関係)) の改正)

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。(学校教育法の一部改訂による第9条～第13条、第16条、第27条、第28条、第29条、別表1 (第9条関係) 、別記第1号様式 (第27条関係) の改正)

別表第1 (第9条関係)

教育課程及び授業時数

医療分野 専門課程 理学療法学科 必修科目

教育内容	指定規則 単 位	学 則			備 考			
		科 目	単 位	時間数				
基礎分野	14	自然科学	2	30				
		情報科学Ⅰ	1	30				
		情報科学Ⅱ	1	30				
		情報科学Ⅲ	1	30				
		統計処理	1	15				
		小 計	6	135				
人間と生活		心理学	2	30				
		哲学	1	15				
		倫理学	2	30				
		社会福祉学	2	30				
		小 計	7	105				
社会の理解		実践コミュニケーション	1	30				
		表現論	1	30				
		人財育成概説	1	15				
		小 計	3	75				
小 計	14 単位 以 上		16	315				
専門基礎分野	12	解剖学Ⅰ	3	45				
		解剖学Ⅱ	4	60				
		解剖学実習	1	45				
		生理学	6	90				
		生理学実習	1	45				
		運動学	3	45				
		運動学実習	1	45				
		人間発達学	2	30				
		小 計	21	405				
		疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	14	病理学概論		2	30	
				臨床心理学		2	30	
				一般臨床医学		2	30	
				内部障害学		2	30	
				運動器障害学		2	30	
神経障害学	2			30				
精神障害学	2			30				
発達障害学	1			15				
薬理学	1			15				
救急救命学	1			15				
健康増進科学	1			15				
小 計	18			270				
保健福祉医療と リハビリテーションの理念	4	リハビリテーション総論	2	30				
		チーム関係論	1	15				
		地域包括マネジメント論	1	15				
		小 計	4	60				
小 計	30 単位 以 上		43	735				

教育内容	指定規則 単 位	学 則			備 考
		科 目	単 位	時間数	
専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論Ⅰ	2	60	
		理学療法概論Ⅱ	1	15	
		基礎理学療法	2	60	
		臨床運動学	1	45	
		理学療法研究法Ⅰ	1	30	
		理学療法研究法Ⅱ	1	30	
		理学療法研究法Ⅲ	1	30	
		理学療法課題研究Ⅰ	1	30	
		理学療法課題研究Ⅱ	1	30	
		小 計	11	330	
	理学療法管理学	2	理学療法管理学	2	30
			小 計	2	30
	理学療法評価学	6	理学療法評価法Ⅰ	2	60
			理学療法評価法Ⅱ	2	60
			理学療法評価法Ⅲ	1	30
			理学療法評価法実習	1	45
	小 計	6	195		
	理学療法治療学	20	運動療法	2	60
			運動療法実習	1	45
			物理療法	1	30
物理療法実習			1	45	
日常生活活動Ⅰ			1	30	
日常生活活動Ⅱ			1	30	
日常生活活動実習			1	45	
義肢装具学			1	30	
義肢装具学実習			1	45	
運動器障害理学療法学			1	30	
運動器障害理学療法学実習			1	45	
神経障害理学療法学			1	30	
神経障害理学療法学実習			1	45	
発達障害理学療法学			1	30	
内部障害理学療法学			1	15	
内部障害理学療法学実習			1	45	
老年期理学療法学			1	30	
スポーツ理学療法学			1	30	
徒手関節治療学			1	30	
理学療法特論			1	45	
理学療法演習Ⅰ			3	90	
理学療法演習Ⅱ			3	90	
小 計			27	915	

教育内容		指定規則 単 位	学 則			備 考
			科 目	単 位	時間数	
専門分野	地域理学療法学	3	地域理学療法学	2	30	
			生活環境論	1	30	
			小 計	3	60	
	臨床実習	20	臨床見学実習	1	45	
			臨床実習Ⅰ	4	180	
			臨床実習Ⅱ	8	360	
臨床実習Ⅲ			8	360		
臨床実習Ⅳ			1	45		
小 計	22	990				
小 計	57 単位 以 上		71	2,520		
必修科目総計		101 単位 以 上		130	3,570	

医療分野 専門課程 理学療法学科 選択科目

教育内容		指定規則 単 位	学 則			備 考
			科 目	単 位	時間数	
専門分野	基礎理学療法学		スポーツリハビリテーション概論	1	15	
			小 計	1	15	
	理学療法治療学		スポーツ理学療法概論	1	15	
			小 計	1	15	
小 計			2	30		
選択科目総計				2	30	
履修科目合計				130~132	3,570 ~3,600	

別表第1 (第9条関係)

教育課程及び授業時数

医療分野 専門課程 作業療法学科 必修科目

教育内容		指定規則 単位	学 則			備考
			科 目	単 位	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	14	自然科学	2	30	
			情報科学Ⅰ	1	30	
			情報科学Ⅱ	1	30	
			情報科学Ⅲ	1	15	
			統計処理	1	15	
			小 計	6	120	
人間と生活			心理学	2	30	
			哲学	1	15	
			倫理学	2	30	
			社会福祉学	2	30	
社会の理解			実践コミュニケーション	1	30	
			表現論	1	30	
			人財育成概説	1	15	
小 計		14 単位 以 上		16	300	
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	12	解剖学Ⅰ	3	45	
			解剖学Ⅱ	4	60	
			解剖学実習	1	45	
			生理学	6	90	
			生理学実習	1	45	
			運動学	3	45	
			運動学実習	1	45	
			人間発達学	2	30	

	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	14	病理学概論 臨床心理学 一般臨床医学 内部障害学 運動器障害学 神経障害学 精神障害学 発達障害学 薬理学 健康増進科学 救急救命学	2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1	30 30 30 30 30 30 30 15 15 15 15
			小 計	18	270
	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	4	リハビリテーション総論 職業関連活動 チーム関係論	2 1 1	30 30 15
			小 計	4	75
	小 計	30 単位 以 上		43	750
専門分野	基礎作業療法学	5	作業療法概論 基礎作業学 基礎作業学実習Ⅰ 基礎作業学実習Ⅱ 作業療法研究法	1 1 2 1 1	30 30 60 30 15
			小 計	6	165
	作業療法管理学	2	作業療法管理学 キャリアガイダンス	1 1	15 15
			小 計	2	30
	作業療法評価学	5	作業療法評価法 身体機能作業療法評価法 精神機能作業療法評価法 発達機能作業療法評価法	2 3 2 1	60 90 60 15
			小 計	8	225

専門分野	作業療法治療学	19	身体障害作業療法学概論	1	30	
			身体障害作業療法学	2	60	
			身体障害作業療法学実習	2	90	
			精神障害作業療法学概論	1	30	
			精神障害作業療法学	2	60	
			精神障害作業療法学実習	1	45	
			発達障害作業療法学概論	1	30	
			発達障害作業療法学	1	30	
			発達障害作業療法学実習	1	45	
			老年期作業療法学	1	30	
			義肢装具学	1	30	
			日常生活活動	1	30	
			日常生活活動実習	1	30	
			作業療法演習Ⅰ	1	30	
			作業療法演習Ⅱ	1	30	
			作業療法演習Ⅲ	1	30	
			作業療法特論Ⅰ	2	60	
			作業療法特論Ⅱ	2	60	
			作業療法特論Ⅲ	6	180	
			レクリエーション指導法	1	15	
			作業療法実践論	1	15	
	小計	31	960			
臨床実習	22	臨床見学実習	1	45		
		臨床実習Ⅰ	3	135		
		臨床実習Ⅱ	9	405		
		臨床実習Ⅲ	9	405		
		地域リハビリテーション実習	1	45		
		小計	23	1,035		
地域作業療法学	4	地域作業療法学Ⅰ	1	15		
		地域作業療法学Ⅱ	2	30		
		生活環境論	2	60		
		小計	5	105		
小計	57単位以上	75	2,520			
必修科目総計		101単位以上	134	3,570		

医療分野 専門課程 作業療法学科 選択科目

教育内容	指定規則 単位	学 則			備考
		科目	単位	時間数	
専門分野 作業療法治療学		社会支援作業療法演習	1	15	
選択科目総計			1	15	
履修科目合計		101単位以上	134~135	3,570 ~3,585	

別表第1 (第9条関係)

教育課程及び授業時数

医療分野 専門課程 言語聴覚学科

教育内容	指定規則単位	学 則						備考		
		科 目	1 学年	2 学年	3 学年	単 位	時間数			
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解 言語聴覚療法の基盤	20	現代表現	30			2	30		
			医療倫理	15			1	15		
			論理学			30		2	30	
			心理学	30				2	30	
			教育学	30				2	30	
			生物	15				1	15	
			統計学			15		1	15	
			情報処理	30				1	30	
			医療英語	30				2	30	
			コミュニケーション論Ⅰ	15				1	15	
			コミュニケーション論Ⅱ			15		1	15	
			社会と文化	15				1	15	
			実践レクリエーション	30				1	30	
			人間関係論	30				2	30	
			中 計	20単位		270	60	0	20	330
専門基礎分野	人体のしくみ・ 疾病と治療	15	医学総論	15			1	15		
			解剖学	30			2	30		
			生理学	30			2	30		
			病理学	30			2	30		
			内科学			30		2	30	
			小児科学			30		2	30	
			精神医学			15		1	15	
			耳鼻咽喉科学			30		2	30	
			リハビリテーション医学			15		1	15	
			臨床神経学			15		1	15	
			歯科口腔外科学			15		1	15	
			歯科医学総論			15		1	15	
			関係医療特論				15	1	15	
			音声言語聴覚医学	15				1	15	
			基礎神経学	15				1	15	
生活と健康				15	1	15				
	15単位		135	165	30	22	330			

教育内容	指定規則 単位	学 則						備考	
		科 目	1 学年	2 学年	3 学年	単位	時間数		
専 門 基 礎 分 野	心の働き	7	臨床心理学		30		2	30	
			生涯発達心理学	30			2	30	
	学習・認知心理学		45			3	45		
	心理測定法			15		1	15		
	小計7単位以上		75	45	0	8	120		
	言語とコミュニケーション	9	言語学		45		3	45	
			音声学	45			3	45	
			音声・言語学総論			30	1	30	
			音響学	30			2	30	
			聴覚心理学		15		1	15	
言語発達学			30			2	30		
小計9単位以上		105	60	30	12	195			
社会保障・教育 とリハビリテー ション	1	社会福祉と関係法規			30	2	30		
		リハビリテーション入門	30			1	30		
	小計1単位以上		30	0	30	3	60		
中 計	32 単位以上		345	270	90	45	705		
専 門 分 野	地域言語聴覚療 法学	2	地域言語聴覚療法学			30	2	30	
			小計2単位以上		0	0	30	2	30
	言語聴覚障害学 総論	2	言語聴覚障害総論Ⅰ	30			2	30	
			言語聴覚障害総論Ⅱ			15	1	15	
			言語聴覚障害学特論Ⅰ		30		1	30	
			言語聴覚障害学特論Ⅱ			30	1	30	
			言語聴覚障害概論Ⅰ	30			1	30	
			言語聴覚障害概論Ⅱ		30		1	30	
			言語聴覚障害概論Ⅲ			30	1	30	
	小計2単位以上		60	60	75	8	195		
失語・高次脳機 能障害学	6	失語症Ⅰ	30			1	30		
		失語症Ⅱ		30		1	30		
		失語症リハビリテーション		30		1	30		
		失語症演習	30			1	30		
		高次脳機能障害学	30			1	30		
		高次脳機能障害リハビリテーション		30		1	30		
		高次脳機能障害演習		30		1	30		
		失語・高次脳機能障害総論			30	1	30		
小計6単位以上		90	120	30	8	240			

教育内容		指定規則単位	学 則					備考	
			科 目	1 学年	2 学年	3 学年	単 位		時間数
専門分野	言語発達障害学	6	言語発達障害概論	30			1	30	
			小児言語・コミュニケーション障害Ⅰ	30			1	30	
			小児言語・コミュニケーション障害Ⅱ		30		1	30	
			肢体不自由児障害		30		1	30	
			子どもの障害の援助技術Ⅰ	30			1	30	
			子どもの障害の援助技術Ⅱ		30		1	30	
			言語発達障害総論			30	1	30	
	小計 6 単位以上		90	90	30	7	210		
	発声発語・嚥下障害学	9	音声障害学			15	1	15	
			運動障害性構音障害	30			1	30	
器質・機能的構音障害				45		2	45		
発声発語障害リハビリテーション					30	1	30		
構音障害演習				30		1	30		
非流暢性障害					15	1	15		
摂食嚥下障害			30			1	30		
摂食嚥下障害リハビリテーション					30	1	30		
摂食嚥下障害演習				30		1	30		
小計 9 単位以上				60	135	60	10	255	
聴覚障害学	7	聴覚障害学Ⅰ	30			2	30		
		聴覚障害学Ⅱ		30		2	30		
		聴覚障害学総論			30	1	30		
		聴覚検査法		30		1	30		
		補聴器・人工内耳			15	1	15		
小計 7 単位以上		30	60	45	7	135			
言語聴覚療法管理学	2	言語聴覚療法管理学			30	2	30		
	小計 2 単位以上		0	0	30	2	30		
臨床実習	15	臨床実習Ⅰ	40			1	40		
		臨床実習Ⅱ		160		4	160		
		臨床実習Ⅲ			440	11	440		
小計 15 単位以上		40	160	440	16	640			
中 計	49 単位以上		370	625	740	60	1735		
総 計	101 単位以上		985	955	830	125	2770		

別表第2（第32条関係）

入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

<医療分野 専門課程>

学 科	区 分	入学検定料	入学金 (初年度のみ)	授 業 料 (年 間)	教育充実費 (年 間)
理学療法学科		25,000 円	200,000 円	1,170,000 円	250,000 円
作業療法学科		25,000 円	200,000 円	1,170,000 円	250,000 円
言語聴覚学科		25,000 円	200,000 円	(1 学年) 1,040,000 円	150,000 円
				(2・3 学年) 1,070,000 円	

別記第1号様式 (第27条関係、理学療法学科、作業療法学科)

第 号	契 印	学校法人吉田学園 専門学校北海道リハビリテーション大学 校長 氏 名 印	年 月 日	高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する 学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、 学校実践専門課程を修めたので卒業証書を授与し 職業実践専門課程（四年）の課程 （平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による）	校 印 卒業証書 氏 名 年 月 日生
--------	--------	---	-------	--	---

備考 何々学科には、学科名を記載するものとする。

別記第1号様式 (第27条関係、言語聴覚学科)

第 号	契 印	学校法人吉田学園 専門学校北海道リハビリテーション大学 校長 氏 名 印	年 月 日	称号を授与する 第百八十六条に基づき、専門士（医療専門課程）の 学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則 職業実践専門課程を修めたので卒業証書を授与し 職業実践専門課程（三年）の課程 （平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による）	校 印 卒業証書 氏 名 年 月 日生
--------	--------	---	-------	---	---